

平成21年12月14日

高効率ガス給湯器販売者 各位

東金市建設経済部ガス課

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器・ガスエンジン給湯器)
における東金市と連名での手続き申請について

平素は高効率ガス給湯器の販売にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）（都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器・ガスエンジン給湯器）（以下「本補助金」といいます）におきまして、平成21年度第4期から手続き代行申請に関する手続きが変更となりました。

本補助金における手続き代行の連名申請について、以下のような対応といたします。

【連名申請対応方法】

補助対象となる高効率給湯器にガスを供給するガス供給事業者（東金市）にとって、連名申請を行うということは、第三者（手続き代行者）の行為に対する保証行為となります。したがって、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条により、連名申請については行わないことといたします。

何卒ご了解いただき、販売先のお客さま本人に本補助金の申込・申請を行っていただくようお願いさせていただきます。

【法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律】

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることはできない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人については、この限りではない。